

事務連絡
令和3年5月17日

公益社団法人 日本バス協会 理事長殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

緊急事態宣言の区域変更に伴う「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて」の傘下会員への周知等について(依頼)

緊急事態宣言発令に伴う、バスターミナルにおける都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについては、4月26日付事務連絡及び5月10日付事務連絡にて周知を依頼したところです。

第64回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県を追加するとともに（期間：5/16-5/31）、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、群馬県、石川県及び熊本県を追加しました（期間：5/16-6/13）。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更しました。

つきましては、緊急事態措置を実施すべき区域である都道府県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県）、まん延防止措置の対象区域である都道府県（群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県、沖縄県）及びそれ以外の都道府県において、引き続き、別添の方針に則りバスターミナルにおける呼びかけを実施していただきたく、貴会におかれては傘下会員へ周知をお願いします。

（別添）都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて（令和3年5月17日）